

右図のまちなか居住推進重点区域内で、市内本店業者と工事請負契約を締結し、住宅を新築する場合や空き家を活用する場合に建築費用や改修費用の一部を助成します。

助成金の交付要件や申請方法(工事着工前)など、詳しくは担当室まで問合せください。

制度1 まちなか住宅建築等助成金

まちなかで、自らが居住する個人住宅を新築等する場合

■限度額 60万円(助成率5%)

表①の要件に該当する場合は、それぞれの額を加算し、最大280万円助成。

制度2 まちなか空き家再生促進助成金

自ら居住するために購入(賃借)した、ながはま住宅再生バンクに登録された空き屋の改修工事を行う場合

■限度額30万円(助成率10%)

表②の要件に該当する場合は、それぞれの額を加算し、最大230万円助成。



表①【制度1関係】

加算メニュー	限度額	助成率
①住宅建築のために平成26年4月1日以降に敷地の所有権または借地権を新たに取得した場合	100万円	4%
②子育て世帯の場合	50万円	2%
③多世代同居世帯の場合	50万円	2%
④多子世帯の場合	20万円	1%

表②【制度2関係】

加算メニュー	限度額	助成率
①住宅建築のために平成26年4月1日以降に敷地の所有権または借地権を新たに取得した場合	100万円	7%
②子育て世帯の場合	50万円	3.5%
③多世代同居世帯の場合	50万円	3.5%



伝統的街並み景観形成事業

①商業観光推進ファサード整備事業
(1/2、150万円)

②伝統的町家ファサード整備事業
(1/2、200万円)

③伝統的町家再生活用等整備事業
(1/2、500万円)

【対象区域】特定景観形成重点区域

※補助対象事業や対象者など、詳しくは右記担当課まで。

※(一)内補助率、補助限度額

美しい観光地づくり推進事業

歴史・水辺・緑・芸術を活かした景観づくり
(1/2、200万円)

【対象区域】市全域

募集期間

7月11日(金)～24日(木)

伝統的な建築様式の建物を保存・活用し、魅力ある街並みを形成する事業に必要な経費の一部を助成します。

●**郵便等による不在者投票**

身体に重度のしゅうがいがある人や、介護認定で「要介護5」と認定された人は、自宅で郵便等による不在者投票(代理記載制度もあります)をすることができます。

事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえで、選挙管理委員会事務局へ投票用紙を請求してください。

投票用紙の請求については期限がありますので、早めに右記選挙管理委員会まで問合せください。

●**病院等における不在者投票**

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、当該施設で不在者投票ができます。

不在者投票を希望する人は、各施設の職員に申し出てください。



期日前投票

	会 場	期 間	時 間
滋賀県 知事選挙	本庁・北部振興局	6月27日(金)～7月12日(土)	8時30分～20時
	各支所	7月5日(土)～7月12日(土)	8時30分～18時
市議会議員 一般選挙	本庁・北部振興局	7月21日(祝・月)～7月26日(土)	8時30分～20時
	各支所		

左記施設の指定管理者として、平成27年4月から施設の管理運営を担っていた法人や団体を募集します。

■**募集する施設**

西浅井地区診療所(塩津診療所・永原診療所・永原診療所管
浦出張診療所)

■**指定管理予定期間**

平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)

■**募集要項の配付**

【期 間】6月16日(月)～7月16日(水)
平日8時30分～17時15分

【場 所】健康推進課
(市ホームページからダウンロードすることもできます)

■**申請書類の提出**

【期 間】7月11日(金)～16日(水)
平日8時30分～17時15分

【提出先】直接または郵送で下記担当課まで

問合せ・提出先

健康推進課(ながはまウェルセンター内)
〒526-0845 小堀町32番地の3
☎65-7779

6月23日(月)～29(日)は「男女共同参画週間」です

“認め合い 手に手をとって みんなで参画”(男女共同参画推進標語最優秀)

問人権施策推進課(☎65-6560)